

実技試験（資産設計提案業務）解答

【第1問】

問1 正解 (ア)○ (イ)× (ウ)○ (エ)○

- (ア)○ 税理士資格のないFPでも、仮定の事例に基づく税額計算の手順の説明はできる。
- (イ)× 社労士資格のないFPが、雇用保険の申請書の作成・代行で報酬を受け取ること
はできない。
- (ウ)○ 生命保険募集人・保険仲介人・金融サービス仲介業の登録のないFPでも、顧客
の必要保障額の試算はできる。
- (エ)○ 弁護士資格のないFPでも、公正証書遺言の証人となることはできる。

問2 正解 4

- 1. ○ 消費者契約法における誤認にあたり、取り消すことができる。
- 2. ○ 消費者契約法における困惑にあたり、取り消すことができる。
- 3. ○ 法人と事業の契約としての個人は、対象外である。
- 4. × 退居妨害（困惑）にあたり、事業者の店舗での契約であっても取り消すことがで
きる。

【第2問】

問3 正解 2

- 1. ○ 外貨定期預金は、預金保険制度の対象外である。
- 2. × 利息は、源泉分離課税が適用される。
- 3. ○ 預入レートTTS（仲値140円＋為替手数料1円）×1万米ドル=1,410,000円
- 4. ○ 外貨定期預金は、少額投資非課税制度（NISA）の対象外である。

問4 正解 3

- ・ P A株式会社とP B株式会社の株価をP E R（株価収益率）で比較した場合、（ア P B）株式会社の方が割安といえる。
- ・ P A株式会社とP B株式会社の資本効率性をR O E（自己資本利益率）で比較した場合、（イ P A）株式会社の方が効率的に利益を上げているといえる。

<解説>

(ア)
$$P E R（株価収益率） = \frac{\text{株価}}{1 \text{株当たり当期純利益}}$$

- ・ P A社 株価7,220円、1株当たり当期純利益274円であるため

$$P E R = \frac{7,220}{274} = 26.35 \text{ (倍)}$$

- ・ P B社 株価13,470円、1株当たり当期純利益685円であるため

$$P E R = \frac{13,470}{685} = 19.66 \text{ (倍)}$$

P A社 : 26.35 (倍) > P B社 : 19.66 (倍)

よってP B社の方が割安である。

※P E Rは低い値の方が割安である。

(イ)
$$R O E（自己資本利益率） = \frac{1 \text{株当たり当期純利益}}{1 \text{株当たり自己資本}}$$

- ・ P A社 1株当たり当期純利益274円、1株当たり自己資本3,240円であるため

$$R O E = \frac{274}{3,240} \times 100 = 8.46 \text{ (\%)}$$

- ・ P B社 1株当たり当期純利益685円、1株当たり自己資本9,873円であるため

$$R O E = \frac{685}{9,873} \times 100 = 6.94 \text{ (\%)}$$

P A社 : 8.46 (%) > P B社 : 6.94 (%)

よってP A社の方が効率的に利益を上げている。

※R O Eは値の高い方が効率的である。

問5 正解 0.95 (%)

<資料>より

- ・表面利率：年0.60%
- ・購入価格：100.00円
- ・売却価格：101.75円
- ・所有期間：5年

以上から所有期間利回りを求める。

$$\text{所有期間利回り (\%)} = \frac{\text{クーポン} + \frac{\text{売却価格} - \text{購入価格}}{\text{所有期間 (年)}}}{\text{購入価格}} \times 100$$

$$\begin{aligned}\text{所有期間利回り (\%)} &= \frac{0.6 + \frac{101.75 - 100.00}{5}}{100.00} \times 100 \\ &= \underline{0.95\%}\end{aligned}$$

問6 正解 2

1. ○ 金は国際的に米ドル建て価格で取引される。
2. × 円安の場合、米ドル建て商品の価格は相対的に上がる。そのため国内金価格において円安は、上昇要因となる。
3. ○ 定額積立の場合、ドルコスト平均法の効果が期待できる。
4. ○ 金現物の売却益は、譲渡所得として総合課税の対象となる。

【第3問】

問7 正解 288 (㎡)

延べ面積の最高限度は容積率を用いて計算するが、設例のように、前面道路の幅員が12m未満の場合は次の1) 2) のうち小さいほうが限度となる。

- 1) 都市計画により定められた容積率（指定容積率）
 - 2) 前面道路の幅員×法定乗数

- 1) 30/10
- 2) $6 \text{ m}^{(\ast)} \times 4/10 = 24/10 < 1) 30/10$ したがって、24/10を適用する。
(※) 道路幅員は広い方をとる。

$$\text{延べ床面積の最高限度} = 120 \text{ m}^2 \times 24/10 = \underline{288 \text{ m}^2}$$

問8 正解 36（万円）

不動産所得＝総収入金額－必要経費（支出）

$$\begin{aligned} &= \text{賃料収入} - (\text{ローン返済金額利息}^{(*)} + \text{管理費等} + \text{管理業務委託費} + \text{火災保険料} \\ &\quad + \text{固定資産税} + \text{修繕費} + \text{減価償却費}) \\ &= 180\text{万円} - (60\text{万円}^{(*)} + 15\text{万円} + 9\text{万円} + 1\text{万円} + 13\text{万円} + 6\text{万円} + 40\text{万円}) \\ &= \underline{36\text{万円}} \end{aligned}$$

（※）ローン返済金額のうち元金部分は必要経費とならない。

問9 正解 2

＜課税長期譲渡所得の金額の計算＞

譲渡価額－（取得費＋譲渡費用）－特別控除

＜資料＞より

- ・ 譲渡価額 5,000万円
- ・ 譲渡費用 200万円
- ・ 特別控除 3,000万円を適用する。
- ・ 取得費に関しては不明のため概算取得費で計算する。

$$\text{概算取得費} = \text{譲渡価額} \times 5\% = 5,000\text{万円} \times 5\% = 250\text{万円}$$

$$\text{課税長期譲渡所得} = 5,000\text{万円} - (250\text{万円} + 200\text{万円}) - 3,000\text{万円} = \underline{1,550\text{万円}}$$

問10 正解 2

1. × バルコニーは専有部分ではなく、共用部分に当たる。
2. ○ 壁芯面積は、登記簿上の内法面積より大きい。
3. × マンションの区分所有者は全員管理組合の構成員となる。任意に選択はできない。
4. × マンションの区分所有者には、購入前になされた集会の決議についても効力が及ぶ。

【第4問】

問11 正解 1

1. × 原動機付自転車も含めすべての自動車に加入が義務付けられている。
2. ○ 被害者請求といい、直接請求が可能である。
3. ○ 死亡の場合は、被害者1人につき3,000万円が限度となる。
4. ○ 自賠責保険では、家族の損害であっても補償の対象となる。

問12 正解 (ア) 29 (万円) (イ) 152 (万円) (ウ) 262 (万円)

- ・馬場さんが、交通事故により事故当日から継続して9日間入院し、その間に約款に定められた所定の手術（公的医療保険制度の給付対象、給付倍率20倍）を受けたが死亡した場合、保険会社から支払われる給付金の合計は（ア 29）万円である。
- ・馬場さんが急性心筋梗塞で継続して31日間入院し、その間に約款所定の手術（公的医療保険制度の給付対象、給付倍率10倍）と公的医療保険制度における先進医療に該当する治療（技術料5万円）を受け、検査等のため退院後3ヵ月間で10日間通院して治癒した場合、保険会社から支払われる給付金の合計は（イ 152）万円である。なお、「5疾病で所定の入院をしたとき」、「公的医療保険制度における所定の先進医療を受けたとき」に該当するものとする。
- ・馬場さんが初めてがん（悪性新生物）と診断され、治療のため継続して22日間入院し、その間に約款に定められた所定の手術（公的医療保険制度の給付対象、給付倍率40倍）を受けた後に死亡した場合、保険会社から支払われる給付金の合計は（ウ 262）万円である。なお、「5疾病で所定の入院をしたとき」、「初めて悪性新生物と診断確定されたとき」に該当するものとし、放射線治療は受けていないものとする。

<解説>

（ア）交通事故で入院・手術・死亡した場合は、下記の給付金を受け取ることができる。

<医療総合保険>		
災害入院給付金	入院1日目から	日額10,000円
手術給付金	20倍	10,000円

$$10,000円 \times 9日 + 10,000円 \times 20倍 = \underline{29万円}$$

（イ）急性心筋梗塞で入院・手術・通院した場合は、下記の給付金を受け取ることができる。

<医療総合保険>		
疾病入院給付金	入院1日目から	日額10,000円
手術給付金	10倍	10,000円
先進医療給付金		技術料と同額
通院給付金		日額6,000円
5大疾病就業不能給付金		100万円

$$10,000円 \times 31日 + 10,000円 \times 10倍 + 5万円 + 6,000円 \times 10日 + 100万円 = \underline{152万円}$$

(ウ) がんで入院・手術・死亡した場合は、下記の給付金を受け取ることができる。

<医療総合保険>			
がん診断給付金			100万円
疾病入院給付金	入院1日目から	日額	10,000円
手術給付金	40倍		10,000円
5大疾病就業不能給付金			100万円

$$100万円 + 10,000円 \times 22日 + 10,000円 \times 40倍 + 100万円 = \underline{262万円}$$

問13 正解 (ア) 5 (イ) 3 (ウ) 4 (エ) 1

- ・現時点で三郎さんが死亡した場合、みなし相続財産として相続税の課税対象となる死亡保険金に係る非課税限度額は(ア 2,000万円)である。
- ・特定疾病保障保険Aから三郎さんが受け取る特定疾病保険金は(イ 非課税)である。
- ・がん保険Bから三郎さんが受け取る死亡保険金は(ウ 所得税・住民税の課税対象)である。
- ・養老保険Cから晴彦さんが受け取る満期保険金は(エ 贈与税の課税対象)である。

<解説>

(ア) 非課税限度額 $500万円 \times 4人$ (法定相続人[※]) = 2,000万円

※妻、長男、長女、二男の4人

問14 正解 6,000 (万円)

役員退職慰労金 = 最終報酬月額 $\times$ 役員在任年数 $\times$ 功績倍率 (役位別係数)

<前提条件>より最終報酬月額80万円、役員在任年数25年、役位は代表取締役と分かる。

<資料>より役位別係数は、代表取締役は3.0と分かる。

- ・役員退職慰労金 = $80万円 \times 25年 \times 3.0 = \underline{6,000万円}$

【第5問】

問15 正解 4

<解説>

不動産所得▲80万円のうち、土地取得のための借入金利子が60万円であるため、損益通算できる損失は▲20万円 (▲80万円 - ▲60万円) となる。

譲渡所得の上場株式売却損失は、損益通算できない。

雑所得の損失も損益通算の対象とならない。

よって損益通算できる損失は、不動産所得▲20万円のみとなる。

問16 正解 (ア) × (イ) ○ (ウ) × (エ) ○

- (ア) × 所得税から控除しきれない場合、翌年度の住民税から控除できるが、市区町村への申告は不要である。
- (イ) ○ 会社員の場合、2年目からは年末調整により適用が受けられる。
- (ウ) × 居住用の床面積割合が全体の1/2以上であれば適用が受けられる。
- (エ) ○ 繰り上げ返済の結果、残りの返済期間が10年未満となった場合は、適用が受けられなくなる。

問17 正解 2

医療費控除の額＝支払った医療費の額－保険金等の額－10万円^(※)
(※) 課税標準の合計×5%が10万円に満たない場合はその金額

※給与所得700万円×5%＝35万円＞10万円 ∴10万円

- ・美容のためのスキンケア施術は対象外である。
- ・健康診断は、重大な疾病が発見され、引き続き治療をした場合は対象となる。
- ・本人だけでなく同一生計親族に対する医療費支払いも対象となるため、長女の治療費も対象となる。病状等により、やむを得ない場合のタクシー代は対象となるが、駐車場代は対象外である。

(11,000円＋150,000円＋25,000円＋2,200円)－10万円＝88,200円

【第6問】

問18 正解 331（万円）

- ・父からの贈与：相続時精算課税制度

税額＝（贈与を受けた額－特別控除額2,500万円^(※)）×20%（一律）

(※) 複数年の贈与については合計が2,500万円に達するまで。

＜資料＞より2021年に父から1,500万円の贈与を受けているため、2022年で使える特別控除額は2,500万円－1,500万円＝1,000万円となる。

税額＝（1,500万円－1,000万円）×20%＝100万円

- ・叔父からの贈与：暦年単位課税

税額＝（贈与を受けた額－基礎控除額110万円）×税率^(※)

税額＝（1,000万円－110万円）×40%－125万円^(※)＝231万円

(※) ＜速算表＞（ロ）を用いる。（叔父は直系尊属ではない。）

- ・2022年分の贈与税額＝100万円＋231万円＝331万円

問19 正解 (ア) 10 (イ) 8 (ウ) 1

[各人の法定相続分および遺留分]

- ・被相続人の配偶者の法定相続分は (ア 3/4)
- ・被相続人の甥の法定相続分は (イ 1/16)
- ・被相続人の弟の遺留分は (ウ なし)

<解説>

民法上の法定相続人は、配偶者と兄弟であるが、兄が死亡しているため甥、姪が代襲相続する。甥、姪の法定相続分は、 $1/4 \times 1/2 \times 1/2 = 1/16$ となる。なお兄弟に遺留分はない。

問20 正解 2

普通借地権評価額＝路線価×奥行価格補正率×地積×借地権割合

よって、 $200\text{千円}^{(*)} \times 1.00 \times 300\text{m}^2 \times 60\%$ となり 2 が正しい。

(※) 路線価は千円単位である。

問21 正解 1

1. ○ 公正証書遺言の作成には証人が2人必要である。
2. × 自筆証書遺言で法務局保管制度を用いた場合も、検認不要となる。
3. × 財産目録は、PCでの作成や登記簿等のコピーでも良く、自書である必要はない。
4. × 自筆証書遺言にも法務局での保管制度がある。

【第7問】

問22 正解 564 (万円)

可処分所得＝年収－(社会保険料＋所得税・住民税)

可処分所得＝800万円－(73万円＋48万円＋4万円＋59万円＋52万円)＝564万円

※社会保険料は、厚生年金保険料、健康保険料・介護保険料、雇用保険料が該当する。

※なお財形貯蓄、社内預金、従業員持株会、社内あっせん販売は、給与天引きであつても可処分所得の計算には含めない。

問23 正解 262 (万円)

○年後の予想額(将来価値)＝現在の金額×(1＋変動率)^{経過年数}

4年後の基本生活費 $242\text{万円} \times (1 + 0.02)^4 = 261.94\cdots \rightarrow \underline{262\text{万円}}$

問24 正解 4

1. × 奨学金は、進学後に申し込むこともできる。
2. × 貸与型奨学金には、家計による選考基準が設けられている。
3. × 利息が付かない「第一種」と利息が付く「第二種」である。
4. ○ 奨学金は、学生・生徒本人名義の口座に振り込まれる。

【第8問】

問25 正解 4,525,000（円）

将来の目標額から現在の必要額を求めるには「将来の目標額×現価係数」で計算する。

$$500\text{万円} \times 0.905 \text{（年利1.0\%、10年の現価係数）} = \underline{4,525,000\text{円}}$$

問26 正解 975,000（円）

現在の額を複利運用しながら、毎年の受取額を求めるには「現在の額×資本回収係数」で計算する。

$$2,500\text{万円} \times 0.039 \text{（年利1.0\%、30年の資本回収係数）} = \underline{975,000\text{円}}$$

問27 正解 930,000（円）

将来の目標額から毎年の積立額を求めるには「将来の目標額×減債基金係数」で計算する。

$$1,500\text{万円} \times 0.062 \text{（年利1.0\%、15年の減債基金係数）} = \underline{930,000\text{円}}$$

【第9問】

問28 正解 1,800（万円）

$$\text{マンション土地価格} = \text{販売価格} - (\text{建物本体価格} + \text{建物消費税額})$$

マンション販売価格のうち消費税がかかるのは建物のみ（土地は非課税）であるため、消費税額200万円を10％で除せば、建物本体価格が求まる。 $220\text{万円} \div 10\% = 2,000\text{万円}$

$$\text{よって土地価格} = 4,000\text{万円} - (2,000\text{万円} + 200\text{万円}) = \underline{1,800\text{万円}}$$

問29 正解 （ア）○ （イ）× （ウ）× （エ）○

- （ア）○ 生命保険料控除は、所得控除として所得金額から差し引くことができる。
- （イ）× 寄付金控除は、所得控除として所得金額から差し引くことができる。
- （ウ）× 雑損控除は、所得控除として所得金額から差し引くことができる。
- （エ）○ 医療費控除は、所得控除として所得金額から差し引くことができる。

問30 正解 3

1. × 定期保険の解約返戻金相当額のイメージ図
2. × 低解約返戻金型でない終身保険の解約返戻金相当額のイメージ図
3. ○ 低解約返戻金型である終身保険の解約返戻金相当額のイメージ図
4. × 養老保険の解約返戻金相当額のイメージ図

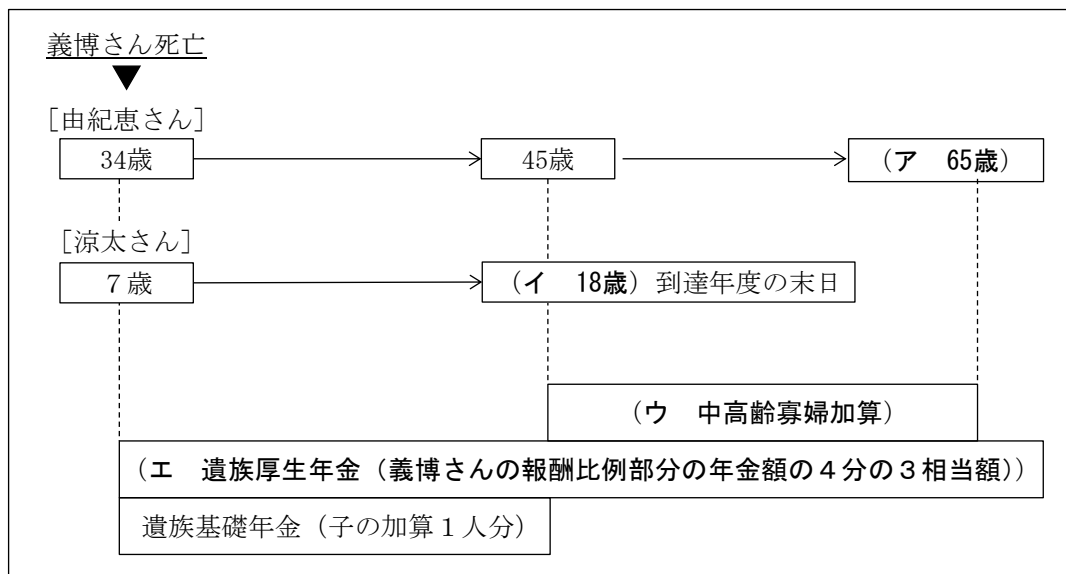
問31 正解 2

＜設例＞〔保険〕より、収入保障保険Aの年金月額は15万円とわかる。

35歳（2023年6月1日）に死亡した場合、53歳（2041年6月1日）までの18年間（53－35）年金が支払われる。

15万円/月×12ヵ月×18年＝3,240万円

問32 正解 （ア）4 （イ）1 （ウ）8 （エ）10



＜解説＞

遺族基礎年金は、子が18歳到達年度の末日まで支給される。その後は、一定の要件のもと厚生年金より中高齢寡婦加算が65歳まで支給される。なお遺族厚生年金は、死亡した夫の報酬比例部分の年金額の4分の3相当額が支給される。

問33 正解 (ア) × (イ) × (ウ) ○ (エ) ○

(ア) × 毎月の給与にかかる健康保険料のうち義博さん負担分

= 標準報酬月額 × 保険料率 × 1 / 2 (労使折半)

= 320,000円^(※) × 10.00%^(※) × 1 / 2 = 16,000円

(※) 標準報酬月額の計算には、通勤手当も含める。

300,000円 + 15,000円 = 315,000円 → 320,000円

(※) 義博さんは35歳(40歳未満)であるため介護保険第2号被保険者に該当しない。

(イ) × 賞与にも毎月の給与と同様の健康保険料が課される。

(ウ) ○ 健康保険料は、全額が社会保険料控除となる。

(エ) ○ 協会けんぽの一般保険料率は都道府県単位で、全国一律ではない。

問34 正解 (ア) 2 (イ) 4 (ウ) 7

老齢基礎年金を繰下げ受給した場合は、65歳に達した月から支給繰下げの申し出を行った日の属する月の前月までの月数に応じて、次の増額率によって年金額が増額されます。

増額率 = (65歳に達した月から繰下げ申出月の前月までの月数) × 0.7%

従って、仮に68歳に達した月に支給繰下げの申し出をすると、65歳から支給される額の(ア 125.2%)に増額され、この支給率は(イ 一生涯)継続して適用されます。

なお、老齢基礎年金と併せて付加年金を受給できる場合、付加年金は(ウ 老齢基礎年金と同率で増額されます)。

<解説>

(ア) 増額分は、12ヶ月 × 3年(68 - 65) × 0.7% = 25.2%

よって125.2%に増額される。

【第10問】

問35 正解 8,660（万円）

＜西山家のバランスシート＞

（単位：万円）

〔資産〕		〔負債〕	
金融資産		住宅ローン	380万円
現金・預貯金	1,850万円	自動車ローン	70万円
株式・投資信託	2,600万円	相続税・税理士報酬	80万円
生命保険（解約返戻金相当額）	500万円	負債合計	530万円
不動産		〔純資産〕 (ア 8,660) 万円	
土地（自宅の敷地）	3,500万円		
建物（自宅の家屋）	560万円		
その他（動産等）	180万円		
資産合計	9,190万円	負債・純資産合計	9,190万円

バランスシートの作成の手順は次のとおり。

- ① 設例のデータⅢ．西山家の財産の状況〔保有資産（時価）〕〔負債残高〕〔生命保険〕から、西山家の資産合計と負債合計を求める。資産合計は9,190万円、負債合計は530万円となる。
- ② 「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も9,190万円となる。
- ③ 純資産を求める。
純資産＝資産合計－負債合計＝9,190万円－530万円＝8,660万円

問36 正解 1

所得税額＝課税所得金額（給与所得－所得控除額）×税率

- ・給与所得（給与所得控除後の金額）＝5,380,000円
- ・所得控除額＝社会保険料等金額＋生命保険料控除額＋地震保険料控除額＋基礎控除額
＝1,040,000円＋40,000円＋20,000円＋480,000円^(※)＝1,580,000円
（※）基礎控除額は源泉徴収票には記載されていない。
- ・課税所得金額＝給与所得－所得控除額
＝5,380,000円－1,580,000円＝3,800,000円
- ・所得税額（算出税額）＝課税所得金額×税率
＝3,800,000円×20%－427,500円＝332,500円
- ・所得税額（源泉徴収税額）＝算出税額－住宅借入金等特別控除の額（税額控除）
＝332,500円－40,000円＝292,500円

問37 正解 1,158,000 (円)

$$\text{退職所得} = \{ \text{退職一時金} - \text{退職所得控除額}^{(*)} \} \times 1/2$$

(※) 800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年) 勤続年数 1 年未満の端数は切り上げ

・ 退職所得 = $\{ 2,500\text{万円} - 940\text{万円}^{(*)} \} \times 1/2 = 780\text{万円}$

(※) $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (22\text{年} - 20\text{年}) = 940\text{万円}$

・ 所得税額 = $780\text{万円} \times 23\% - 636,000\text{円} = \underline{1,158,000\text{円}}$

問38 正解 (ア) 4 (イ) 9 (ウ) 4

<解説>

(ア) $300,000\text{円} \times 5\% \text{ (住民税率)} = \underline{15,000\text{円}}$

(イ) <資料>より

・ 譲渡損失の金額 (③) = ① - ②)

= $2,800,000\text{円} - 3,000,000\text{円} = \blacktriangle 200,000\text{円}$ (⑩)

・ 差引金額 (⑰) = 配当等 (⑨) - 譲渡損失 (⑩)

= $300,000\text{円} - 200,000\text{円} = \underline{100,000\text{円}}$

(ウ) 納付税額 = 差引金額 (⑰) × 所得税率

$100,000\text{円} \times 15\% = \underline{15,000\text{円}}$

問39 正解 2

「雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者が、配偶者や父母など対象となる家族を介護するために会社を休業した場合、一定の要件を満たせば介護休業給付金を受給することができます。

介護休業給付金は、(ア 対象となる同じ家族) について、通算 (イ 93日) を限度に支給されます。

また、この介護休業は (ウ 3回) を限度に分割して取得することが可能で、そのたびに給付金を受給することができます。

1日当たりの給付金の支給額は、該当する被保険者が休業を開始した日の前日に離職したものとみなして計算する休業開始時賃金日額の (エ 67%) となりますが、この賃金日額には上限があるほか、対象期間中に会社から一定額以上の賃金が支給されると、給付金が減額されたり不支給となったりする場合もあるので注意が必要です。」

問40 正解 2

裕子さん（58歳）の自己負担割合は3割である。窓口で支払った医療費が21万円（入院費18万円＋通院費3万円 ※食事代と差額ベッド代は対象外）であるので、総医療費は21万円÷0.3＝70万円となる。

また裕さんは標準報酬月額が44万円であるため、＜資料＞標準報酬月額28万円～50万円に該当し、自己負担限度額は以下の通りとなる。

$80,100円 + (70万円 - 267,000円) \times 1\% = 84,430円$ …自己負担限度額

・高額療養費＝窓口での自己負担分－自己負担限度額＝21万円－84,430円＝125,570円